

### 第3部 災害応急対策計画

# 第1章 応急活動体制

## 第1節 市の活動体制

震災編第3部第1章第2節「活動体制」を準用する。ただし、台風、豪雨等による風水害等に  
 対処するための本部の配備態勢は、災害の状況その他により、次の態勢をとる。

### 1 非常配備態勢の区分

| 種 別      | 発令の時期  | 態 勢   |
|----------|--|---|
| 情報収集態勢   | 気象庁から気象警報、浸水警報及び<br>洪水警報が多摩北部に発表され、災害<br>が発生するおそれがある場合又はそ<br>の他の状況により、総務部長が必要と<br>認めたとときに、その指令を発する。        | 水防その他災害の発生<br>を防ぎよするための措置、<br>救助その他災害の拡大を防<br>止するための措置に必要な<br>通信情報活動を主とする態<br>勢をとる。                   |
| 第1非常配備態勢 | 災害が発生するおそれがある場合<br>若しくは局地的災害が発生した場合<br>又はその他の状況により、本部長が必要<br>であると認めたとときに、その指令を<br>発する。                     | 水防その他災害の発生を<br>防ぎよするための措置を強<br>化し、救助その他災害の拡<br>大を防止するための措置に<br>必要な準備を開始するほ<br>か、通信情報活動を主とす<br>る態勢をとる。 |
| 第2非常配備態勢 | 事態が切迫し、市の全般的地域に災<br>害が発生すると予想される場合若し<br>しくは市の数地域に災害が発生した場<br>合又はその他の状況により、本部長が必要<br>と認めたとときに、その指令を発す<br>る。 | 第1非常配備態勢を強化<br>するとともに、局地災害に<br>直ちに対処できる態勢とす<br>る。   |
| 第3非常配備態勢 | 災害が拡大し、第2非常配備態勢で<br>は対処できない場合又はその他の状<br>況により、本部長が必要と認めたと<br>きに、その指令を発する。                                   | 市の数地域についての<br>災害に直ちに対処できる態<br>勢とする。   |
| 第4非常配備態勢 |  | 本部の全力をもって対<br>処する態勢とする。   |

### 2 非常配備態勢の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部に対してのみ非常  
 配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発する  
 ことができる。

## 第2節 関係防災機関の活動体制

### 1 責務

関係防災機関は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、都防災計画、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、それぞれ災害応急対策を実施するとともに市が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

### 2 活動体制

関係防災機関は、前1の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備、サービスの基準等を定めておく。

## 第3節 防災会議の招集

防災会議の招集については、震災編第3部第1章第5節「市防災会議の招集」による。

## 第2章 情報の収集・伝達

### 第1節 情報連絡体制

災害時における各機関相互間の通知、要請、指示、通報、伝達等通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、各機関の通信連絡窓口を統一し、通信連絡システムを整備する。

また、非常時の通信連絡を確保するため、公衆通信設備の優先利用、非常無線の利用、放送の要請等については、震災編第3部第2章第1節「情報連絡体制」による。

### 第2節 予警報等の伝達

#### 1 計画方針

気象、地象、水象その他の災害原因に関する情報、災害予警報、被害状況、措置状況等を、各機関の有機的連携のもとに、迅速かつ的確に収集し、伝達するため、その方法及び組織、災害予警報の発令、被害状況等の報告基準、災害地調査等について定める。

#### 2 気象、地象、水象その他災害原因に関する情報の収集及び伝達

##### (1) 市

###### 異常現象の通報

ア 市は、災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官が通報する市の窓口を定め、平素からこれを市民、公共的団体、関係機関等に周知徹底させておかなければならない。

イ 災害対策基本法第54条に基づき、本部長が行う異常現象の通報は次により行う。

###### (ア) 通報すべき事項

###### a 気象に関する事項

著しく異常な気象現象(竜巻、強い降雹等)

###### b 地象に関する事項

気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象

###### c 水象に関する事項

###### (イ) 通報先及び方法

市は、前(ア)の事項を直ちに気象庁及び都に通報する。

###### 災害原因に関する情報の通報

市は、気象、地象、水象その他の災害原因に関する重要な情報について、都及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共団体その他重要な施設の管理者及び自主防災組織等に通報する。

##### (2) 調布警察署

調布警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに本部長に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。

(3) 狛江消防署

狛江消防署長は、異常現象等災害原因に関する情報を知ったとき、又は通報を受けたときは、直ちに本部長に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。

3 気象等予警報の発令及び伝達

(1) 気象庁

注意報、警報の種類及び発表基準

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報、警報は、次のとおり。

(水防法第10条第1項、気象業務法第14条の2)

| 種類    |   | 地域                              | 発表基準  |  |        |         |         |
|-------|---|---------------------------------|---|--|--------|---------|---------|
| 注意報   | 気象注意報                                     | 風雪注意報                           | 風雪によって災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合                           |  |        |         |         |
|       |   |                                 | 東京地方  | 平均風速が13m/s以上(ただし、八王子地域観測所の観測値については16m/s以上)で雪を伴うと予想した場合 |        |         |         |
|       |   | 強風注意報                           | 強風によって災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合                           |  |        |         |         |
|       |   |                                 | 東京地方  | 平均風速が13m/s以上(ただし、八王子地域観測所の観測値については16m/s以上)と予想した場合      |        |         |         |
|       |   |                                 | 伊豆諸島北部  | 平均風速が15m/s以上と予想した場合                                    |        |         |         |
|       |   |                                 | 伊豆諸島南部  | 平均風速が15m/s以上*と予想した場合                                   |        |         |         |
|       |   | 大雨注意報                           | 大雨によって災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合                           |  |        |         |         |
|       |   |                                 |   | 1時間雨量  | 3時間雨量  | 24時間雨量  |         |
|       |   |                                 | 東京地方  | 23区、多摩南部・北部  | 30mm以上 | 70mm以上  | 130mm以上 |
|       |   |                                 |   | 多摩西部   | 50mm以上 | 90mm以上  | 180mm以上 |
|       |   |                                 | 伊豆諸島北部  | 30mm以上<br>ただし総雨量70mm以上                                 | 50mm以上 | 150mm以上 |         |
|       |   |                                 | 伊豆諸島南部  | 30mm以上   | 60mm以上 | 150mm以上 |         |
|       |   |                                 | 大雪注意報   | 大雪によって災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合            |        |         |         |
|       |   | 東京地方                            |   | 24時間降雪の深さが5cm以上(ただし、多摩西部では10cm以上)と予想した場合               |        |         |         |
|       |   | 濃霧注意報                           | 濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき。具体的には、陸上の視程が100m以下又は海上の視程が500m以下と予想した場合 |  |        |         |         |
| 雷注意報  | 落雷等により被害が予想される場合                          |                                 |   |  |        |         |         |
| 乾燥注意報 | 空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合 |                                 |   |  |        |         |         |
|       | 東京地方                                      | 最小湿度が25%以下で、実効湿度が50%以下と予想した場合   |   |  |        |         |         |
|       | 伊豆諸島北部                                    | 最小湿度が30%以下*で、実効湿度が60%以下*と予想した場合 |   |  |        |         |         |
|       | 伊豆諸島南部                                    | 最小湿度が35%以下*で、実効湿度が65%以下*と予想した場合 |   |  |        |         |         |

| 種類                        |   | 地域   | 発表基準  |                                |         |
|---------------------------|---|--|---|--------------------------------|---------|
| 注意報                       | 気象注意報                                       | 着雪注意報<br>着氷注意報   | 着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合  |                                |         |
|                           |   |  | 東京地方  | 大雪警報の条件下で、気温が - 2 から 2 と予想した場合 |         |
|                           | 霜注意報  | 早霜・晩霜等により、農作物に著しい被害が予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合               |   |                                |         |
|                           |   | 東京地方   | 4月10日から5月15日までの間において、最低気温が2 以下と予想した場合   |                                |         |
|                           |   | 伊豆諸島北部   | 早霜・晩霜期に最低気温3 以下と予想した場合  |                                |         |
|                           |   | 伊豆諸島南部   | 早霜・晩霜期に最低気温5 以下と予想した場合  |                                |         |
|                           | 低温注意報                                       | 低温のため、農作物に著しい被害が予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合                   |   |                                |         |
|                           |   | 東京地方   | 夏季は、平均気温が平年より5 以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くことと予想した場合<br>冬季は、最低気温が - 7 以下(ただし、多摩西部では- 9 以下)と予想した場合 |                                |         |
|                           |   | 伊豆諸島北部   | 冬季に最低気温が - 2 以下と予想した場合  |                                |         |
|                           |   | 伊豆諸島南部   | 冬季に最低気温が2 *以下と予想した場合  |                                |         |
|                           | 地面現象注意報                                     | 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合                 |   |                                |         |
|                           | 高潮注意報                                       | 台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起する必要があるとき。具体的には次の条件に該当する場合 |   |                                |         |
|                           |   | 東京地方   | 潮位が、東京湾平均海面(TP)上2.0m(AP上3.1m)以上と予想した場合  |                                |         |
|                           | 波浪注意報                                       | 伊豆諸島北部   | 潮位が、東京湾平均海面(TP)上2.0m以上と予想した場合   |                                |         |
|                           |   | 風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合           |   |                                |         |
|                           |   | 東京地方   | 有義波高が1.5m以上と予想した場合  |                                |         |
|                           | 浸水注意報                                       | 伊豆諸島北部   | 有義波高が2.5m以上と予想した場合  |                                |         |
| 伊豆諸島南部                    |   | 有義波高が3.0m以上と予想した場合   |   |                                |         |
| 浸水によって災害が起こるおそれがあると予想した場合 |   |  |   |                                |         |
| 洪水注意報                     | 洪水によって災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合 |  |   |                                |         |
|                           |   |  | 1時間雨量   | 3時間雨量                          | 24時間雨量  |
|                           | 東京地方  | 23区及び多摩南部・北部   | 30mm以上  | 70mm以上                         | 130mm以上 |
|                           |   | 多摩西部   | 50mm以上  | 90mm以上                         | 180mm以上 |
|                           | 伊豆諸島北部                                      | 50mm以上   | 100mm以上   | 150mm以上                        |         |
| 伊豆諸島南部                    | 50mm以上                                      |  | 300mm以上   |                                |         |

| 種類     |                              | 地域   | 発表基準  |                           |         |         |
|--------|------------------------------|--|---|---------------------------|---------|---------|
| 警報     | 気象警報                         | 暴風警報   | 暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合  |                           |         |         |
|        |                              |  | 東京地方  | 平均風速が25m/s以上予想した場合        |         |         |
|        |                              |  | 伊豆諸島北部  | 平均風速が30m/s以上予想した場合        |         |         |
|        |                              |  | 伊豆諸島南部  | 平均風速が30m/s*以上予想した場合       |         |         |
|        | 警報                           | 暴風雪  | 暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合 |                           |         |         |
|        |                              |  | 東京地方  | 平均風速が 25m/s以上で雪を伴うと予想した場合 |         |         |
|        | 大雨警報                         | 大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合            |   |                           |         |         |
|        |                              |  |   | 1時間雨量                     | 3時間雨量   | 24時間雨量  |
|        |                              | 東京地方   | 23区及び多摩南部・北部                                    | 50mm以上。ただし総雨量80mm以上       | 90mm以上  | 200mm以上 |
|        |                              |  | 多摩西部  | 70mm以上                    | 120mm以上 | 250mm以上 |
|        |                              | 伊豆諸島北部   |   | 50mm以上。ただし総雨量150mm以上      | 100mm以上 | 300mm以上 |
|        |                              | 伊豆諸島南部   |   | 50mm以上。ただし総雨量150mm以上      | 100mm以上 | 300mm以上 |
|        | 大雪警報                         | 大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合            |   |                           |         |         |
| 東京地方   |                              | 24時間降雪の深さが20cm以上（ただし、多摩西部では30cm以上）と予想した場合                  |   |                           |         |         |
| 警報     | 地面現象警報                       | 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合             |   |                           |         |         |
|        | 高潮警報                         | 台風等による海面の異常上昇によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合 |   |                           |         |         |
|        |                              | 東京地方   | 潮位が、東京湾平均海面（TP）上3.0m（AP上4.1m）以上と予想した場合          |                           |         |         |
|        | 伊豆諸島北部                       | 潮位が、東京湾平均海面（TP）上2.5m以上と予想した場合                              |   |                           |         |         |
|        | 波浪警報                         | 風浪、うねり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合       |   |                           |         |         |
|        |                              | 東京地方   | 有義波高が3.0m以上と予想した場合                              |                           |         |         |
|        |                              | 伊豆諸島北部   | 有義波高が6.0m以上と予想した場合                              |                           |         |         |
| 伊豆諸島南部 | 有義波高が6.0m以上と予想した場合           |  |   |                           |         |         |
| 浸水警報   | 浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想した場合 |  |   |                           |         |         |

|            |   |              |                     |         |         |
|------------|---|--------------|---------------------|---------|---------|
| 洪水警報       | 洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合 |              |                     |         |         |
|            |   |              | 1時間雨量               | 3時間雨量   | 24時間雨量  |
|            | 東京地方  | 23区及び多摩南部・北部 | 50mm以上。ただし総雨量80mm以上 | 90mm以上  | 200mm以上 |
|            |   | 多摩西部         | 70mm以上              | 120mm以上 | 250mm以上 |
|            |   | 伊豆諸島北部       | 80mm以上              | 150mm以上 | 300mm以上 |
|            |   | 伊豆諸島南部       | 100mm以上             |         | 500mm以上 |
| 記録的短時間大雨情報 | 数年に1回程度発現する短時間の激しい雨を観測した場合                      |              |                     |         |         |
|            |   |              | 1時間雨量               |         |         |
|            |   | 東京地方         | 100mm以上             |         |         |
|            |   | 伊豆諸島北部       | 70mm以上              |         |         |
|            |   | 伊豆諸島南部       | 80mm以上              |         |         |

注1 発表基準欄に記載した数値は、東京都における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して定めたものであり、気象要素により災害発生を予想する際の目安である。

2 印の注意報、警報は標題を出さないで、気象注意報、警報に含めて行う。

3 \*印は、気象官署の値であることを示す。

4 気象庁が使用する高潮注意報及び警報の基準潮位は、東京湾平均海面(TP)と荒川工事基準面(AP)を併用する。

なお、TPの0.0mは、APの1.13mであるが、実用上は1.1mとして取り扱う。

大雨注意報、警報などの発表官署及び担当区域

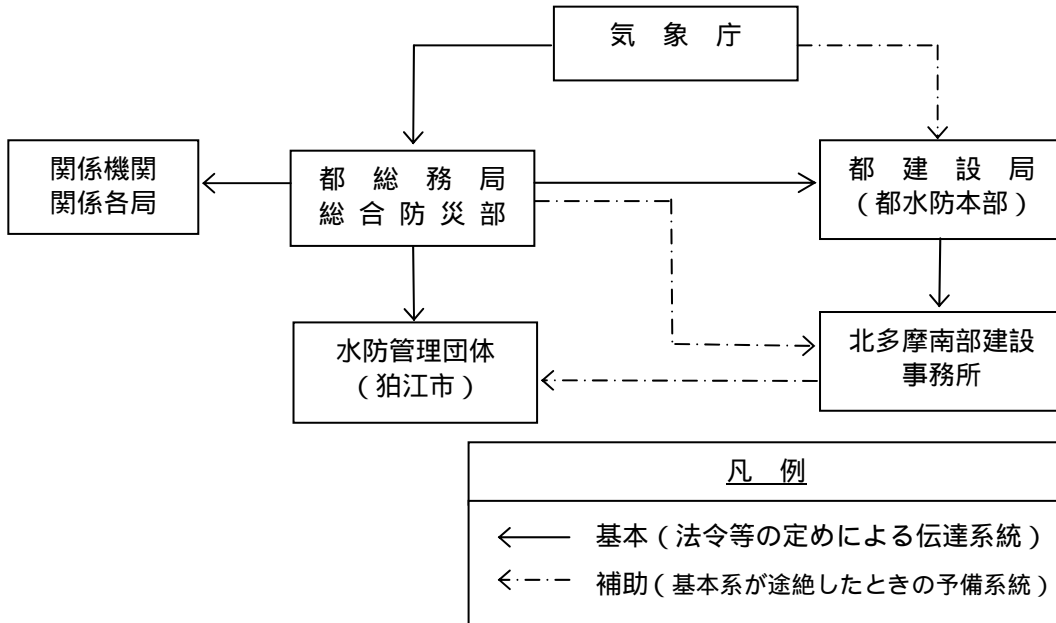
気象等の現象に伴う災害の発生が予想される区域を特定できる場合には、その区域を指定して注意報、警報を次のとおり発表する。

| 発表官署  | 担当区域 | 発表する区域名 | 区 域 区 分  | 所管事務所等 |
|-------|------|---------|--|--------|
| 気象庁本庁 | 東京地方 | 23区東部   | 墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区                               | 五建     |
|       |      |         | 台東区、荒川区、足立区                                    | 六建     |
|       |      | 23区西部   | 千代田区、中央区、港区                                    | 一建     |
|       |      |         | 品川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区                           | 二建     |
|       |      |         | 新宿区、中野区、杉並区                                    | 三建     |
|       |      |         | 豊島区、板橋区、練馬区                                    | 四建     |
|       |      |         | 文京区、北区   | 六建     |
|       |      | 多摩南部    | 町田市、多摩市、稲城市                                    | 南東建    |
|       |      |         | 八王子市、日野市                                       | 南西建    |
|       |      | 多摩北部    | 武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市、西東京市                 | 北南建    |
|       |      |         | 立川市、昭島市、小平市、東村山市、国立市、国分寺市、武蔵村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市 | 北北建    |
|       |      |         | 福生市、羽村市、瑞穂町、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町            | 西北建    |

気象情報伝達系統図

気象情報の伝達系統図は、次のとおり。

気象情報伝達系統図



(2) 国土交通省関東地方整備局及び気象庁予報部

多摩川洪水予報

種類と発表基準

| 種 類      | 予報地点               | 発 表 基 準  |
|----------|--------------------|--|
| 多摩川洪水注意報 | 調布橋・石原・田園<br>調布(上) | 予報地点の水位が警戒水位を超える洪水となることが予想されるときに発表される。                           |
| 多摩川洪水警報  | 注意報の予報地点<br>と同じ    | 予報地点の水位が既に警戒水位を超え危険水位程度若しくはそれを超えるかあるいは、重大な災害が起こることが予想される場合に発表する。 |
| 多摩川洪水情報  | 注意報の予報地点<br>と同じ    | 注意報と警報の補足説明が生じたときに発表する。  |

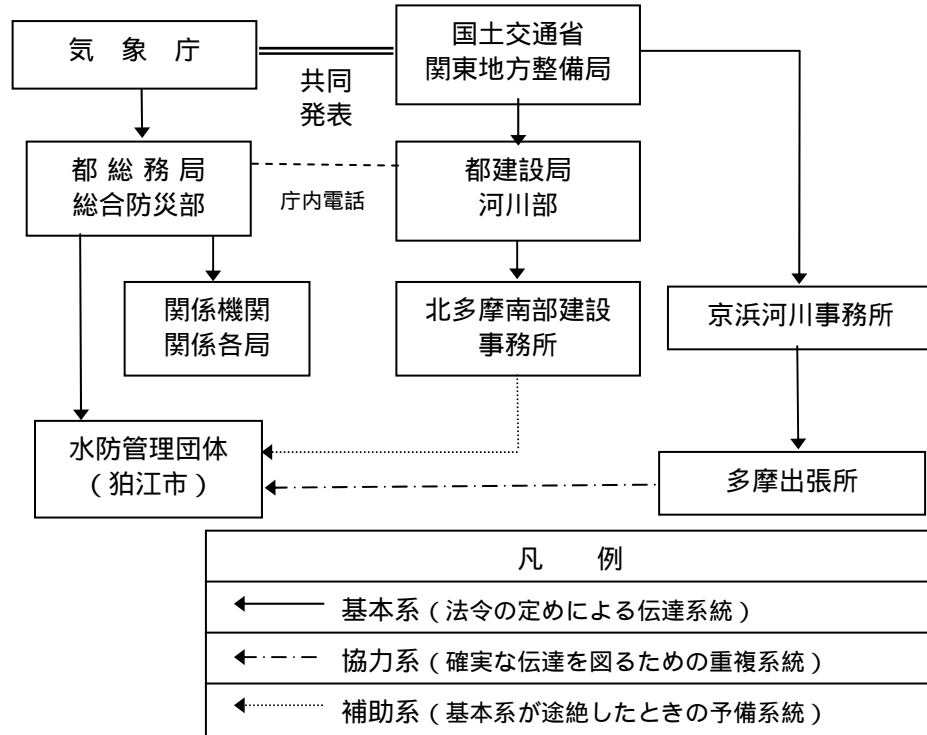
予報地点・水位

| 種 類         | 河川及び実施区域               | 予 報 地 点     |           |           |           |            |                 |
|-------------|------------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------------|
|             |                        | 名称          | 指定水位      | 警戒水位      | 危険水位      | 計画水位       | 零点高             |
| 多摩川<br>洪水予報 | 多摩川<br>左岸 青梅市青梅万<br>年橋 | 調布橋         | 0.20<br>m | 1.00<br>m | 1.90<br>m | 4.70<br>m  | AP<br>+148.500m |
|             |                        | 石原          | 4.00<br>m | 4.30<br>m | 5.20<br>m | 5.94<br>m  | AP<br>+27.420m  |
|             | 右岸 青梅市畑中万<br>年橋        | 田園調<br>布(上) | 4.50<br>m | 6.00<br>m | 8.70<br>m | 10.35<br>m | AP<br>+0.000m   |

洪水予報伝達系統図

洪水予報の伝達系統図は、次のとおり。

多摩川洪水予報伝達系統図



(3) 都水道局

小河内ダム放流通報

通報

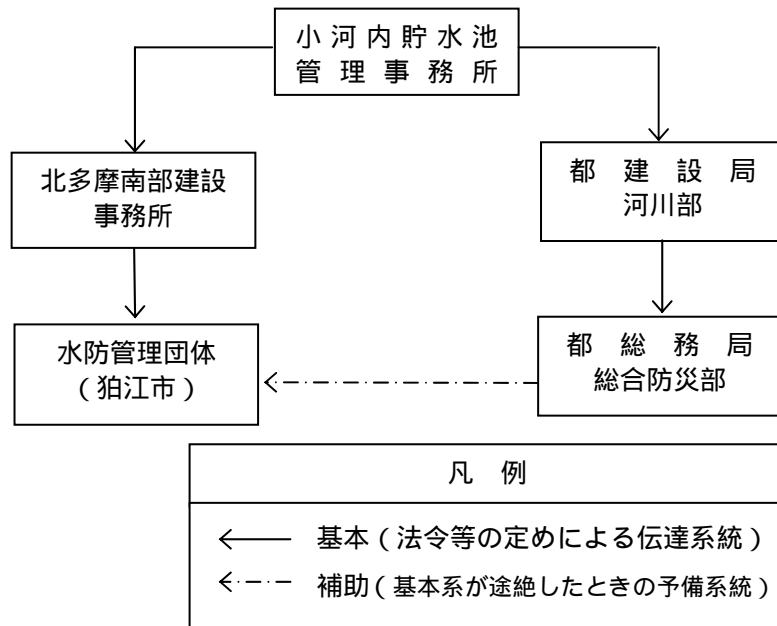
ダムの設置者は、洪水が発生した場合又は発生するおそれがある場合、ダムにおける観測結果、操作の状況等を河川管理者及び都道府県知事に通知しなければならない（河川法第46条）。

また、ダムの操作により河川流水の状況に著しい変化を生ずるときは、水害を未然に防止する観点から、あらかじめ関係都道府県知事、関係市町村長、関係警察署長に通知し、さらに一般にも周知するための措置をとらなければならないことになっている（河川法第48条）。

放流通報伝達系統図

放流通報の伝達系統図は、次のとおり。

放流通報伝達系統図



(4) 市災害対策本部

市は、重要な注意報及び警報について都、警察署若しくは東日本電信電話(株)東京南から通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設(二次避難所(福祉避難所)を含む。)の管理者、自主防災組織等に通報するとともに、警察機関、消防機関等の協力を得て、市民に周知する。

また、市は自ら多摩川、野川等の洪水の状況や水位情報、内水の氾濫情報等を収集し、市民、自主防災組織及び防災関係機関等に通報周知する。

なお、水防法第15条に基づき洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設は、次のとおり。

狛江駅北口地下駐車場(元和泉一丁目2番1号)

エコルマ1ビル(元和泉一丁目2番1号)

洪水予報等の伝達方法については、今後確立していく。

また、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、関係各所と協議検討していく。

(5) 調布警察署

調布警察署は、重要な注意報及び警報について、気象庁、本部その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに各交番を通じて、住民に周知する。

(6) 狛江消防署

警報及び注意報について、東京消防庁警防本部、気象庁、その他関係機関から通報を受けた

ときは、又は自らその発表を知ったときは、直ちに、猪方出張所に通報し、管内住民に周知する。

#### 4 火災警報の発令及び伝達

##### (1) 発令の基準

火災警報は、気象庁からの気象情報に基づき、気象の状況が次の基準に該当し、火災発生及び延焼拡大の危険がきわめて大であると認めるときには東京消防庁において発令する。

実効湿度が50パーセント以下であって、最小湿度が25パーセント以下になる見込みのとき。

実効湿度が60パーセント以下であって、最小湿度が30パーセント以下になり、平均風速10メートル以上の風が吹く見込みのとき。

平均風速13メートル以上の風が吹く見込みのとき。ただし、地域を限って発令することがある。

##### (2) 伝達

火災警報を発令したとき東京消防庁は、気象庁、都総務局（都本部長室）及び管下の各消防署その他関係官公署等に通報する。

東京消防庁は、報道機関を通じて都民に周知させると同時に、狛江消防署は、管内のあらかじめ指定する場所に「火災警報発令中」の掲示板的掲示、火災警報発令信号及び吹流しをもって一般市民に周知させる。

#### 5 被害状況等の収集体制

被害状況等の報告は、震災編第3部第2章第3節「被害状況等の収集体制」を準用する。

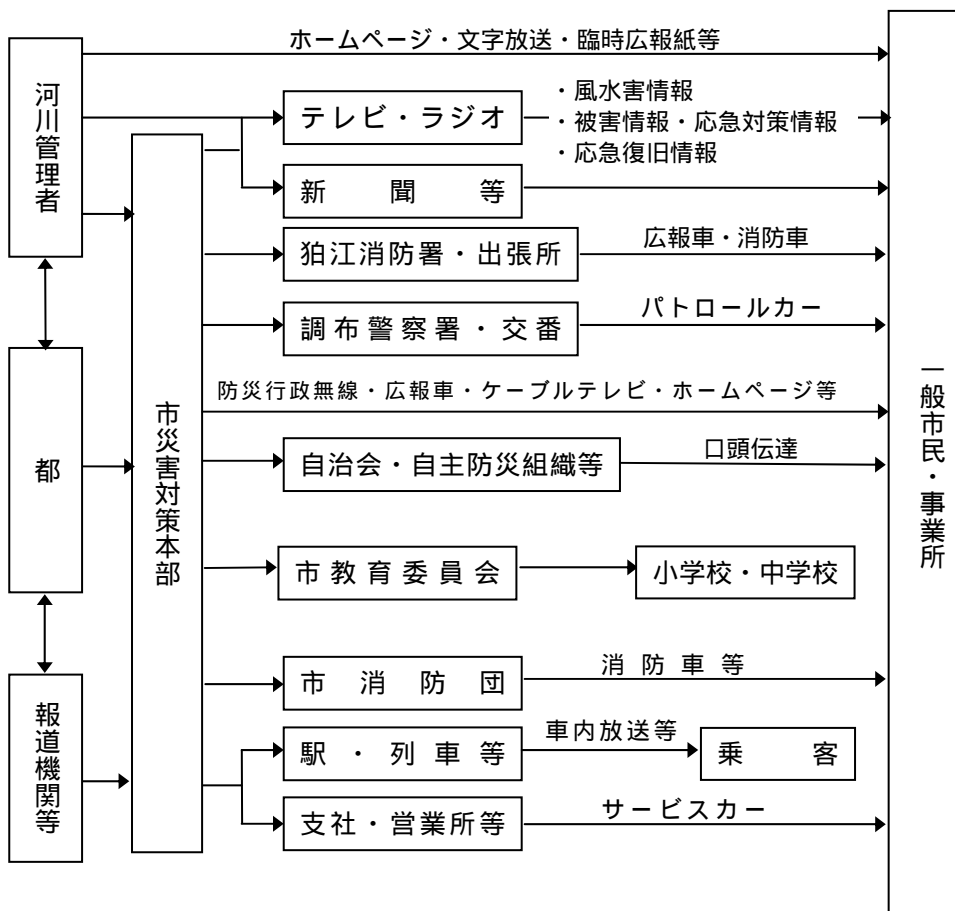
### 第3節 被害状況の調査報告

震災編第3部第2章第3節「被害状況等の収集体制」を準用する。

### 第4節 災害時の広報及び広聴活動

震災編第3部第2章第4節「広報及び広聴活動」を準用し、「災害時の広報活動における主な流れ図」は次のとおり。

災害時の広報活動における主な流れ図



### 第3章 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準及び適用の要請手続き等は、震災編第3部第3章「災害救助法の適用」による。



## 第4章 相互協力・派遣要請

風水害等の災害が発生した場合、各機関は、あらかじめ定めてある所掌事務又は業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関に協力を求めるなどして、災害対策の円滑な実施を期することが必要である。

特に、被害が広範に及んだ場合、市域の防災機関のみでは対応が困難なことから都・他区市町村・自衛隊や民間に協力を得て防災対策を行う。

なお、これらの機関等に対する要請要領については、震災編第3部第4章「相互応援協力・派遣要請」による。



## 第5章 水防対策

### 第1節 目的

この計画は、水防法、災害対策基本法及び都水防計画に基づき、市地域防災計画の一環として作成するもので、洪水その他による大規模な水害の発生又は発生するおそれがある場合において、洪水等を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、市内各河川等に対する監視、警戒その他水防上必要な事項について定める。

### 第2節 任務

市は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として市の行政区域内における水防を十分果たさなければならない。

### 第3節 水防組織

震災編第3部第1章第2節「活動体制」を準用する。

### 第4節 水防用資器材等

- 1 市は、市域における水防を十分果たせるようボート、水中ポンプ等の水防用資器材及び装備を準備しておく。
- 2 市は、水防資材を確保するため、市内の資材業者の手持ち資材を調査しておくなど、緊急の補給に備えておく。

### 第5節 気象状況の連絡

市は、気象の状況から相当の被害が発生するおそれがあると認めたときには、都水防本部（都建設局）と緊密な連絡をとり、情報を交換するとともに、管内の雨量、水位等の正確な資料を観測者から敏速に入手し、常に的確な情報の把握に努める。

### 第6節 水防警報

水防警報は、国土交通大臣又は都道府県知事が水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出勤などの指針を与えるために発令される。

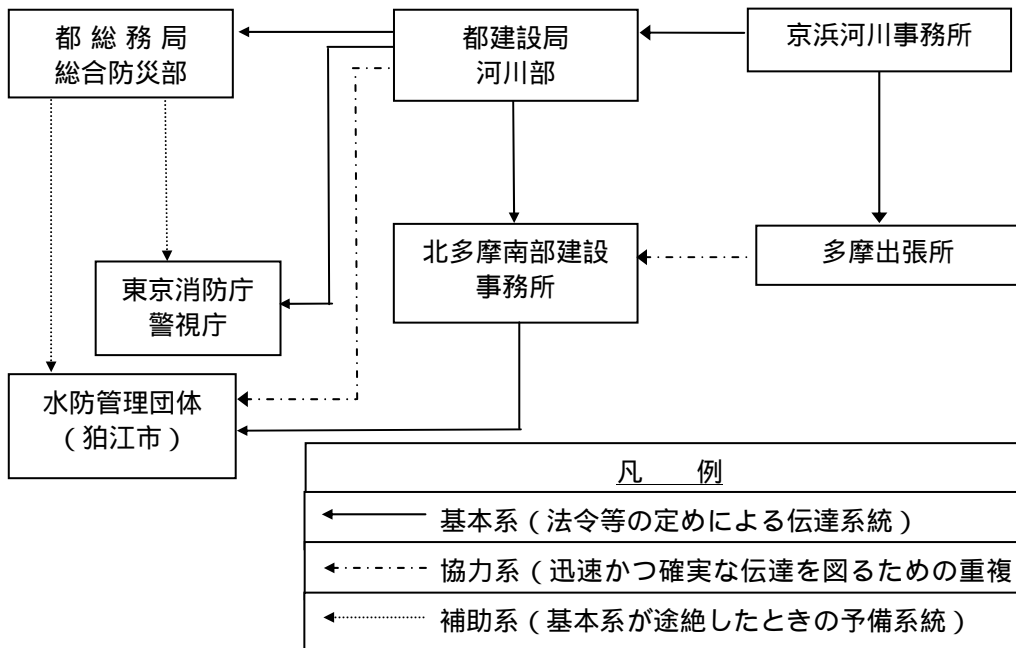
都及び水防管理団体は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに、伝達の系統及び方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努める。

1 水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおり。

| 種類   | 内 容   | 発 表 規 準  |
|--|---|--|
| 待機   | 1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの<br>2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。 | 気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。                    |
| 準備   | 水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。  | 雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。                   |
| 出動   | 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。   | 洪水注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、警戒水位を超えるおそれがあるとき。 |
| 指示   | 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。  | 洪水警報等により、又は既に警戒水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。           |
| 解除   | 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該規準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。  | 警戒水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。     |
| 情報   | 雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。  | 状況により必要と認めるとき。                                 |
| 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。 |   |  |

2 水防警報に関する通信伝達系統は、次のとおり。

多摩川水防警報（石原）伝達系統図



第7節 水防機関の活動

1 市の体制及び活動

水防管理者(本部長)は、気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、概ね次の水防活動を行う。

なお、危険性が切迫していると判断されるときは、自らの判断により水防活動の実施を指示することができるものとする。

- (1) 河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めること。
- (2) 気象状況及び水位に応じて河川等の監視、警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。
- (3) 水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- (4) 水防作業に必要な資器材の調達を行う。
- (5) 次の場合には、直ちに消防機関に対し、準備及び出動することを要請する。

この場合は、直ちに都水防本部(都建設局)に報告する。

準備

- ア 水防警報により、待機又は準備の警告があったとき。
- イ 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要が予想されたとき。

出動

- ア 水防警報により、出動又は指示の警告があったとき。

イ 水位が警戒水位に達し、危険のおそれがあるとき。

ウ その他水防上必要と認められたとき。

(6) 水防管理者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。

(7) 水防管理者は、堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知すること。

決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

(8) 洪水による著しい危険が切迫しているときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく調布警察署長にその旨を通知しなければならない。

(9) 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序又は保全のため警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(10) 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。

応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

(11) 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、知事に対して自衛隊の派遣を要請することができる。

(12) 自主防災組織への情報伝達・支援・指示等を行う。

## 2 北多摩南部建設事務所

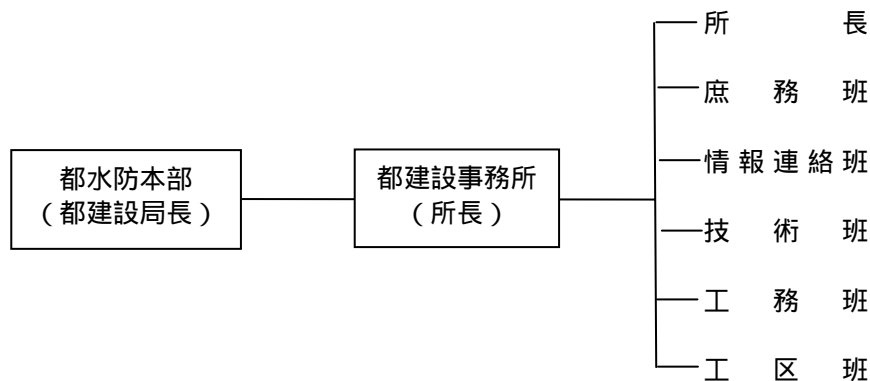
### (1) 水防の責任

北多摩南部建設事務所は、その管内水防管理団体が行う水防が十分行われるように情報を連絡し、技術的な援助を与えるなどその調整に努める。

### (2) 水防体制

北多摩南部建設事務所における水防組織は、次のとおり。

組織図



班と業務内容

| 班 別    | 業 務 分 担   |
|--------|---|
| 所長・副所長 | 総 括 指 導   |
| 庶務班    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班の連絡調整に関する事。</li> <li>2 水防資器材の購入及び受払、労力、船車等の調達、輸送に関する事。</li> <li>3 各班に属さない事。</li> </ol>   |
| 情報連絡班  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関する事。</li> <li>2 雨量、水位、潮位、流量等の観測と通報及び資料の収集、整理に関する事。</li> <li>3 気象、水象の情報連絡に関する事。</li> </ol>  |
| 技術班    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防作業の技術援助及び指導に関する事。</li> <li>2 水防実施状況の調査及び報告に関する事。</li> <li>3 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関する事。</li> <li>4 公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関する事。</li> <li>5 危険箇所の警戒巡視に関する事。</li> <li>6 雨量、水位、潮位等の観測に関する事。</li> <li>7 工区班応援に関する事。</li> </ol> |
| 工務班    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防資器材の受払の調整に関する事。</li> <li>2 水防資器材の配分、輸送計画に関する事。</li> </ol>  |
| 工区班    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 雨量、水位、潮位等の観測に関する事。</li> <li>2 所管工事現場等の警戒巡視に関する事。</li> <li>3 水防作業の技術援助及び指導に関する事。</li> <li>4 公共土木施設の被害状況調査に関する事。</li> <li>5 危険箇所の警戒巡視に関する事。</li> </ol>   |

### (3) 水防資器材

水防資器材を要請する場合は、北多摩南部建設事務所に電話(後日文書にて処理)にて要請し、その資材は水防倉庫のものを使用する。

### 3 消防機関の体制及び活動

消防機関(狛江消防署、市消防団)が分担する水防活動は、概ね次のとおり。

- (1) 消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤し、水防作業を行う。
- (2) 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
- (3) 水防上緊急の必要がある場所においては、水防法第21条に基づき、消防機関に属するものは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずる。
- (4) 消防機関の長は、水防上やむを得ない必要があるときは、水防法第24条に基づき、その区域に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させること。
- (5) 消防機関の長は、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにこれを関係者に通知するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。
- (6) 消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤し、水防作業を行う。

### 4 水防現場活動計画(狛江消防署、市消防団、調布警察署)

#### (1) 活動の方針

台風、豪雨等により水災が発生する危険がある場合又は発生した場合は、この計画の定めるところにより、市、狛江消防署、市消防団及び調布警察署は、全機能をあげて、関係機関と連携しながら被害の発生拡大を防止する。

#### (2) 狛江消防署

##### 消防署及び関係機関との連絡

内水氾濫、溢水等により水災が発生する危険があるとき、又は発生したときは、消防署の全機能をあげて市関係機関との連携のもとに被害発生及び被害拡大を防止する。

ア 消防署長は、水災の発生又は危険を知ったときは、水防管理者に通報する。

イ 関係機関は、水災の発生又は危険を知ったときは、水防管理者及び消防署長への通報に協力する。

##### 事前措置

水災現場活動を効率的に実施するため、次の計画を樹立する。

##### ア 事前教養

水防活動計画書による事前教養を実施する。

##### イ 要注意箇所の決定

水防管理者と協議して要注意箇所を決定する。

##### ウ 監視警戒計画

監視警戒の必要箇所、警戒方法、警戒要員、連絡方法等について水災種別及び態勢別の

計画を樹立する。

#### エ 水防作業計画

水防作業の迅速適正化を図るため、要注意箇所ごとに実施する工法の種別、必要人員及び必要資器材の調達及び運搬方法について計画する。

#### オ 部隊運用計画

(ア) 部隊の運用は、管内全域について、災害種別に対応した消防部隊及び市消防団を運用して実施する。

(イ) 消防署長は、所轄の消防部隊及び市消防団を指揮運用し、管内の水災防護活動にあたる。

#### 水防態勢

東京消防庁の水防態勢の発令は、警防本部長が行う。ただし、大雨、洪水警報等が地域を限定して発表されたとき又は局地的な豪雨が予想されるときは、第八消防方面本部長又は狛江消防署長が、方面、署ごとに水防態勢を発令する。

なお、水防態勢が発令されたときは、関係機関と密接な連絡を行い、情報の収集、分析を行い、水防非常配備態勢の発令に備える。

#### 水防非常配備態勢

水防非常配備態勢は、災害の状況に応じ、市の態勢発令と関係なく水防第1及び水防第2非常配備態勢は、警防本部長、方面隊長又は署隊長が発令し、水防第3非常配備態勢以上は、警防本部長が発令して次により処理する。

#### ア 水防第1非常配備態勢

(ア) 救命ボート小隊の編成及び署隊運用

(イ) 水防資器材の準備、点検整備

(ウ) 関係機関との連絡及び情報の収集

(エ) 庁舎施設の防護

(オ) 河川の巡視による情報収集並びに水災発生危険箇所の把握及び消防団員の出勤体制の確立

(カ) 警防本部、方面隊本部等への報告、連絡

#### イ 水防第2非常配備態勢

(ア) 署隊本部機能の強化

(イ) 水防部隊の編成及び署隊運用

(ウ) 所要の水防資器材、水、食糧、燃料等の準備

(エ) 関係機関等への連絡員の派遣

(オ) 水防活動、被害状況等の把握

(カ) 警防本部、方面隊本部等への報告、連絡

#### ウ 水防第3非常配備態勢

(ア) 署隊本部機能の強化

(イ) 水防部隊の増強及び署隊運用

(ウ) 監視警戒の強化

- (I) 水防活動、被害状況等の把握
- (f) 警防本部、方面隊本部等への報告、連絡

#### エ 水防第4非常配備態勢

- (ア) 上記に掲げる事項を強化する。
- (イ) 長期水防活動を行うために必要な交替制の確立
- (ウ) 全水防部隊の編成
- (I) 応援体制又は応援受入体制の確立

#### 非常招集

非常災害に対処するため、必要があると認めるときは、勤務時間外の職員に非常招集命令を発令する。非常招集命令は、非常配備態勢の発令をもって代える。

#### 活動要領

##### ア 部隊及び市消防団運用要領

水防小隊は、被害の状況を判断して被害の最も甚だしい区域に出場し、水防活動にあたる。

市消防団は、分団ごとに受持区域の水防活動にあたる。

##### イ 活動の統轄

消防署長は、水防小隊及び市消防団が実施する水防活動を指揮統轄する。

##### ウ 監視及び警戒の実施

降雨量その他気象状況により監視警戒計画に定めるところにより、消防署員及び消防団員をもって水防管理者と協議して決定した要注意箇所等について、監視及び警戒を実施する。

##### エ 水防作業の実施

水防管理者の要請及び警戒監視員からの報告その他により水防作業の必要を認めるときは、水防小隊、市消防団等の出場を指示し、水防作業にあたる。

##### オ 資材の収用

水防に要する資器材の準備が間に合わないとき、又は不足した場合は、現地において必要な資器材を収用する。

#### その他必要事項

消防署員の招集は、消防署水防招集計画による。消防団員の招集は、団長が定める招集計画による。

### 5 市消防団

#### (1) 市消防団の水防区域

市消防団が行う水防区域は、市全域とし、特別の指示のない限り管轄区域内とする。

#### (2) 通報

団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見したとき、又は水災が発生した場合は、直ちに分団長を通じ団本部に通報しなければならない。

団本部は、団員からの通報を受けた場合は、直ちに本部長及び消防署長に通報する。

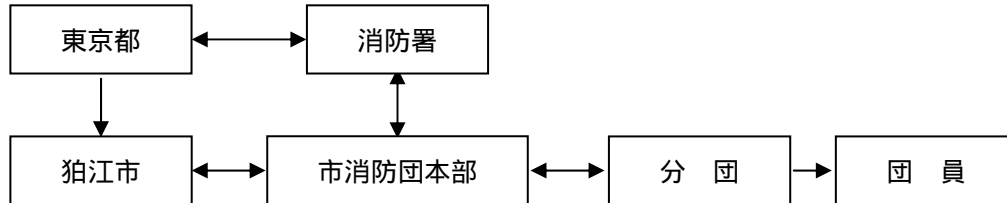
#### (3) 出動の命令

団長は、水災の発生するおそれがあると認められるとき、若しくは発生したとき、又は分団から通報を受けたときは、水防管理者及び消防署長と協議し、必要な団員に出動を命令する。

分団長は、気象状況等により分団区域内に被害の発生のおそれがあると認められるとき、又は被害が発生したときは、その被害の規模に応じた団員を出動させることができる。この場合において分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。

(4) 指示等の伝達

団本部の指示又は分団の通報等の伝達は、次の要領により行う。



(5) 広報活動の協力

市消防団は、必要に応じて各種広報活動に協力する。

(6) 市消防団出動基準

水防現場活動は、次の基準により出動、実施する。

|    |                                       |
|----|---------------------------------------|
| 待機 | 団員は自宅に待機し、必要に応じ直ちに出動できる体制             |
| 準備 | 水防に関する情報の収集並びに水防資器材の整備点検等市消防団の出動の準備体制 |
| 出動 | 市消防団が被害現場に出動する体制                      |
| 解除 | 水防活動を必要とする状況が解消し、市消防団の水防体制の終了の通知      |

(7) 出動の要領

出動は、団本部の指示があった場合のほか気象状況等により分団区域内に被害の発生のおそれが認められたとき、又は発生した場合、分団長は、その被害の規模に応じて適宜団員を出動させる。

(8) 監視及び警戒

気象状況等により、分団管轄区域内に水防上危険であると認められるときは、分団長は、所属する団員をして監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講じる。

(9) 水防作業報告

分団において水防作業を実施した場合は、その経過及び結果について、随時、団本部に報告する。

6 調布警察署の協力

(1) 水防管理者から、水防上の必要により、警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等基礎的警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。

なお、要請がない場合においても事態が急を要すると認められるときは、積極的に出動する。

- (2) 水防現場においては、水防管理者及び消防機関等と緊密な連絡調整をし、水防活動に協力するとともに、水防上必要と判断されるときは、警戒区域を設定し、関係者以外立入制限及び禁止又は立退き等必要な措置を講じ、水防活動が迅速に行われるように努める。
- (3) 水防機関及び消防機関等で、水防現場に向かうものの交通については、なるべく優先通行等の便宜を与え、水防活動が迅速に行われるように努める。
- (4) 被災者等に対する救助業務について、災害初期においては、可能な限りこれに協力することとし、状況に応じ逐次警察本来の活動に移行する。

#### 7 自主防災組織

- (1) 地区住民の安全確認や避難時の集団誘導を行う。
- (2) 避難場所の開設の支援を行う。
- (3) 地域の状況を市へ行う。

### 第8節 決壊時の措置

#### 1 関係機関等の通報

警戒員その他の者からの連絡報告等により決壊を確認したとき、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、水防管理者又は消防署長及び消防団長は、直ちに都水防本部（都建設局）に通報するとともに、関係機関に通報し、相互に緊密な連絡をとる。

#### 2 被害拡大の防止

決壊後といえども、水防管理者及び消防署長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

#### 3 避難

洪水等による著しい危険が切迫していると認められるときは、本部長又はその命を受けたものは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを指示することができる。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知しなければならない。

## 第9節 費用及び公用負担その他

### 1 費用負担

市は、その管理区域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と、応援を求められた水防管理団体が協議して定める。(水防法第23条第3項及び第4項、第41条)

また、区域外の区市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定め、協議が成立しないときは、知事にあつては申請することができる。(水防法第42条)

### 2 公用負担

#### (1) 公用負担権限

水防のため緊急の必要のあるときは、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。(水防法第28条)

必要な土地の一時使用

土石、竹木その他の資材の使用

土石、竹木その他の資材の収用

車両、その他の運搬具又は器具の使用

工作物その他の障害物の処分

#### (2) 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示する。(水防法第28条)

| 公用負担権限委任証明書 |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| 身分          | 氏名                                 |
| 上の者に        | 区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。 |
| 平成 年 月 日    |                                    |
| 水防管理者       | 氏名                                 |
| (または消防機関の長) | 印                                  |

(3) 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずるものに交付する。ただし、現場の事情により、その暇のないときは、事後において直ちに処理する。(水防法第28条)

| 番 号                             |     |                 |     |     |
|---------------------------------|-----|-----------------|-----|-----|
| 公用負担命令票                         |     |                 |     |     |
| 住所<br>負担者氏名                     |     |                 |     |     |
| 物 件                             | 数 量 | 負担内容(使用、所有、処分等) | 期 間 | 摘 要 |
|                                 |     |                 |     |     |
| 水防法第28条の規定により上記物件を収用(使用又は処分)する。 |     |                 |     |     |
| 平成 年 月 日                        |     |                 |     |     |
| 水防管理者                           |     |                 | 氏 名 | 印   |
| (または消防機関の長)                     |     |                 |     |     |
| 事務取扱者                           |     |                 | 氏 名 | 印   |

(4) 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者については、水防管理団体は、時価によりその損失を補償する。(水防法第28条第2項)

## 第10節 水防実施状況報告

(1) 水防管理者は、洪水等により被害を生じた場合は、直ちに都水防本部(都建設局)にその概況を速報する。

なお、水防資材等の救援を要する場合は、その旨あわせて連絡する。

(2) 水防管理者は、水防終了後3日以内に水防実施状況を都水防本部(都建設局)に、別記様式によって報告する。

また、公共土木施設に関する被害が生じたときは、各管理者は、被害後速やかに「被害報告書」によりFAXで報告する。

さらに、被害の発生に伴い、災害復旧を申請する場合は「災害報告書」を被災後7日以内に提出する。

## 別記様式

&lt;速報版&gt;

## 水防活動報告表

都様式-1

|              |                  |     |       |            |       |   |   |     |   |
|--------------|------------------|-----|-------|------------|-------|---|---|-----|---|
| 水防管理団体       |                  |     |       | 平成         | 年     | 月 | 日 | 時現在 |   |
| 担当部所連絡先      | 部                | 課   | Tel   | 報告者        |       |   |   |     |   |
|              | 係                |     | Fax   |            |       |   |   |     |   |
| 水防活動実施箇所     | 左<br>川 岸 地先<br>右 |     |       |            |       |   |   |     |   |
| 地名・住所        |                  |     |       | 区 市        |       |   |   |     |   |
|              |                  |     |       | 町 村        |       |   |   |     |   |
| 活動日時         | 自                | 月   | 日     | 時          | ～     | 至 | 月 | 日   | 時 |
| 出勤人員         | 職 員              |     | 消 防 団 |            | そ の 他 |   |   |     |   |
|              | 人                |     | 人     |            | 人     |   |   |     |   |
| 水防活動の概況および工法 | 工 法              |     |       |            |       |   |   |     |   |
|              | 延 長              |     | m     |            |       |   |   |     |   |
| 使用資器材        | 品 名              | 単 位 | 数 量   | 水位の状況      |       |   |   |     |   |
|              |                  |     |       |            |       |   |   |     |   |
|              |                  |     |       | 水防関係者の死傷状況 |       |   |   |     |   |
| 通信欄          |                  |     |       |            |       |   |   |     |   |

注1．この報告書は水防活動箇所毎に作成すること。（内水に関する活動も含む）

注2．水防活動終了後3日以内に建設事務所にFAXで提出すること。追って、図面および活動状況を示す写真等を送付すること

注3．俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。

被害報告表

都様式-2

|                       |                   |                 |           |                      |                 |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
|-----------------------|-------------------|-----------------|-----------|----------------------|-----------------|-------------------|----------------------|-----------------------------------|-------|--|--|--|
| 建設事務所・<br>区市町村名       |                   | 第 報             |           | 報告者                  |                 | 平成 年 月 日 時 現在     |                      |                                   |       |  |  |  |
|                       |                   |                 |           |                      |                 | 調査率               | %                    | 気象コード                             |       |  |  |  |
| 担当部署                  |                   |                 |           | 連絡先                  |                 |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
| 異常気象名                 |                   |                 |           | 災害発生年月日              |                 |                   |                      | 自平成 年 月 日：至 月 日                   |       |  |  |  |
| 気象データ                 | 市町村名              |                 | 連続雨量最大：   |                      |                 |                   | 被災中心地：               |                                   |       |  |  |  |
|                       | 連続雨量              |                 | mm        | 日 時～日 時              |                 | mm                |                      | 日 時～日 時                           |       |  |  |  |
|                       | 最大日雨量             |                 | mm        | 日 時～日 時              |                 | mm                |                      | 日 時～日 時                           |       |  |  |  |
|                       | 最大時間雨量            |                 | mm        | 日 時～日 時              |                 | mm                |                      | 日 時～日 時                           |       |  |  |  |
|                       | 最大平均風速            |                 | m/秒       | 日 時 分～時 分            |                 | m/秒               |                      | 日 時 分～時 分                         |       |  |  |  |
| その他                   |                   |                 |           |                      |                 |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
| 一般被害等                 | 人的被害              |                 |           |                      | 住家被害            |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
|                       | 区分                | 人数              | 市町村名      | 原因<br>(がけ崩れ、転落<br>等) | 区分              | 戸数                | 主な<br>市町村名           | 原因<br>(破堤、溢水、内<br>水等)             |       |  |  |  |
|                       | 死者                |                 |           |                      | 全壊              |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
|                       | 行方不明              |                 |           |                      | 半壊              |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
|                       | 負傷者               |                 |           |                      | 一部損壊            |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
|                       | 避難者               |                 |           |                      | 床上浸水            |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
|                       | 避難勧告              |                 |           |                      | 床下浸水            |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
|                       | 災害救助法適用市町村名(発令月日) |                 |           |                      |                 |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
| 工 種                   | 都工事               |                 |           | 市町村工事                |                 |                   | 計                    |                                   |       |  |  |  |
|                       | 箇所数               | 金額(千円)          |           | 箇所数                  | 金額(千円)          |                   | 箇所数                  | 金額(千円)                            |       |  |  |  |
| 河川                    |                   |                 |           |                      |                 |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
| 海岸(港湾に係る<br>もの)       |                   |                 |           |                      |                 |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
| 海岸(その他)               |                   |                 |           |                      |                 |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
| 砂防設備                  |                   |                 |           |                      |                 |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
| 地すべり防止施設              |                   |                 |           |                      |                 |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
| 急傾斜地崩壊防止<br>施設        |                   |                 |           |                      |                 |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
| 道路                    |                   |                 |           |                      |                 |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
| 橋梁                    |                   |                 |           |                      |                 |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
| 港湾                    |                   |                 |           |                      |                 |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
| 下水道                   |                   |                 |           |                      |                 |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
| 公園                    |                   |                 |           |                      |                 |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
| 計                     |                   |                 |           |                      |                 |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
| 道路・橋梁を除く<br>主な施設被害    | 区分                | 被災位置<br>(市町村字名) | 被災延長<br>m | 被害額<br>千円            | 応急工法の概要<br>(期間) | 被害状況等<br>(原因、状況等) |                      |                                   |       |  |  |  |
|                       | 河川・海岸名等           |                 |           |                      |                 |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
|                       |                   |                 |           |                      |                 |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
|                       |                   |                 |           |                      |                 |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
|                       |                   |                 |           |                      |                 |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
| 主な道路・橋梁施設             | 区分                | 被災位置<br>(市町村字名) | 被災延長<br>m | 被害額<br>千円            | 応急工法の概要<br>(期間) | 迂回路<br>の有無        | 交通規制<br>月 日<br>全面・一部 | 被害状況等<br>(原因、状況、バス路線・<br>孤立集落の有無) |       |  |  |  |
|                       | 路線名               |                 |           |                      |                 |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
|                       |                   |                 |           |                      |                 |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
|                       |                   |                 |           |                      |                 |                   |                      |                                   |       |  |  |  |
| 全<br>面<br>通<br>行<br>止 | 都管理国道             | 路線 箇所           | 市町村道      | 路線 箇所                | 一 部             | 都管理国道             | 路線 箇所                | 市町村道                              | 路線 箇所 |  |  |  |
|                       | 都道府県道             | 路線 箇所           | 計         | 路線 箇所                | 通行規制            | 都道府県道             | 路線 箇所                | 計                                 | 路線 箇所 |  |  |  |

注1) 第1報は被災後速やかに報告すること。なお、被害状況については、確認中であれば「調査中」と報告してもよい。

注2) 第2報以降は、被災状況が確認できた段階で、情報を更新し報告すること。

文 書 番 号  
平成 年 月 日

東 京 都 知 事 殿  
( 建 設 局 長 )

市 町 村 長 氏 名  
( 建 設 事 務 所 長 )

災 害 報 告 書

年 月 日から 月 日までの(異常気象名)により公共土木施設に  
下記のとおり災害が発生したので報告します。

記

- 1 . 災 害 報 告 内 容 : 別 添 被 害 報 告 表 の と お り
- 2 . 災 害 箇 所 : 別 添 案 内 図 の と お り
- 3 . 気 象 資 料 : 別 添 気 象 資 料 の と お り
- 4 . 災 害 状 況 : 別 添 状 況 写 真 の と お り

連絡先  
担当部所  
T E L



## 第6章 消防・危険物対策

災害時における消防・危険物対策に関する計画は、震災編第3部第5章「消防・危険物対策」を準用する。



## 第7章 避難計画

### 第1節 計画方針

本計画は、災害時において人的被害の絶無を期することを目的とし、都及び市が一体となって市民を避難収容できる体制を確立するため、平素から連携、協調を密にし、おのこの任務を明確にしておく。

### 第2節 事前避難

#### 1 市の責務

- (1) 市民に対して避難場所及び避難の方法を周知させ、災害時には、指定した場所に自主的に避難するよう指導する。
- (2) 災害が発生するおそれがある場合は、市民に対し、その情勢を的確に伝達し、早期に避難の準備、勧告及び指示を行い、災害時要援護者等は、あらかじめ指定された施設又は安全地域の親戚、知人宅等に自主的に避難するよう指導する。

### 第3節 避難の準備、勧告及び指示

#### 1 一般的基準

避難及び立退きの勧告及び指示の基準は、原則として次のような事態になったときに発するものである。

- (1) 河川が警戒水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- (2) 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき。
- (3) 河川の上流が水害を受け、下流地域に危険があるとき。
- (4) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (5) ガス等の流出拡散により広域的に人命危険が予想されるとき。
- (6) 地滑り、崖崩れ、土石流等により危険が切迫しているとき。
- (7) その他市民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

## 2 多摩川の洪水時における避難準備、勧告及び指示の基準

上記、一般的基準に加えて、多摩川の洪水時における避難準備、勧告及び指示の基準は、次のとおり。

| 情報の種類 | 避難準備                         | 避難勧告                                       | 避難指示                         |
|-------|------------------------------|--|------------------------------|
| 発出基準  | はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 | はん濫注意水位を突破し、さらに水位の上昇により、洪水はん濫の危険性が予想されるとき。 | はん濫危険水位に達し、洪水はん濫の危険性が切迫したとき。 |

## 3 避難準備、勧告及び指示

避難準備、勧告及び指示を出すときは、震災編第3部第6章第1節「避難態勢」を準用する。

### 4 避難の準備、勧告及び指示の伝達

(1) 避難準備、勧告及び指示の伝達は、調布警察署、狛江消防署等の協力を得て当該地域の市民に対して迅速かつ的確に伝達する。

伝達方法は、震災編第3部第2章「情報の収集・伝達」によるほか、市消防団消防ポンプ車並びに狛江消防署、調布警察署及び本部の広報車により準備、勧告及び指示を伝達する。

(2) 避難情報の伝達は、市のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるため、防災関係機関、特に警察、市消防団、放送局等の協力支援を得て行う。

(3) 被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであり、この方法をとる場合には、伝達の徹底を図る。

## 第4節 避難誘導

### 1 市

災対教育部は、避難所に職員を派遣するか、又は施設等の管理責任者と連絡を密にし、そごをきたさないようにする。

また、災害の状況に応じ、学校長（園長）以下各担任教諭（保育士）を中心として、児童・生徒・園児の安全が確保できる避難誘導するよう指導する。

### 2 調布警察署

(1) 避難の準備、勧告及び指示が出された場合には、市、狛江消防署等に協力してあらかじめ指定された施設に誘導収容する。

(2) 誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。誘導する場合は、危険箇所に表示、なわ張り等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。

また、夜間の場合は、照明器材を活用し適正な誘導を図る。

(3) 浸水地においては、必要に応じて舟艇、ロープ等の資材を活用し、安全な避難誘導を行う。

(4) 避難の勧告又は指示に従わないものについては、説得に努め、状況によっては強制措置をとる。

### 3 狛江消防署

- (1) 避難の準備、勧告及び指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法についての情報を市、警察署等の関係機関に通報する。
- (2) 上記の避難経路等については、安全確保に努める。

## 第5節 避難所の設置・運営

避難所の設置・運営については、震災編第3部第6章第3節「避難所の設置・運営」に準じて行うこととするが、多摩川又は野川の洪水時における避難所等は、次のとおり。

### 1 多摩川洪水時

#### (1) 指定避難所

|         |                  |
|---------|------------------|
| 狛江第一小学校 | 狛江第一中学校          |
| 狛江第五小学校 | 狛江第四中学校          |
| 緑野小学校   | 上和泉地域センター（福祉避難所） |

#### (2) 補完利用施設（状況に応じて開設）

|           |          |
|-----------|----------|
| 野川地域センター  | 藤塚保育園    |
| 岩戸地域センター  | 三島保育園    |
| 谷戸橋地区センター | 松原学童保育所  |
| 市民総合体育館   | 東野川学童保育所 |

#### (3) 隣接自治体（調布市）の避難所（相互応援協定に基づく）

|        |       |
|--------|-------|
| 第二小学校  | 国領小学校 |
| 八雲台小学校 | 第六中学校 |
| 滝坂小学校  |       |

### 2 野川洪水時（局地的集中豪雨等）

#### (1) 指定避難所

|         |                  |
|---------|------------------|
| 狛江第一小学校 | 狛江第二中学校          |
| 狛江第三小学校 | 狛江第三中学校          |
| 狛江第五小学校 | 狛江第四中学校          |
| 狛江第六小学校 | 西和泉体育館           |
| 和泉小学校   | 上和泉地域センター        |
| 緑野小学校   | 都立狛江高等学校         |
| 狛江第一中学校 | あいとぴあセンター（福祉避難所） |

(2) 補完利用施設（状況に応じて開設）

|             |           |
|-------------|-----------|
| 岩戸地域センター    | 和泉保育園     |
| 南部地域センター    | 藤塚保育園     |
| 駄倉地区センター    | 駒井保育園     |
| 和泉多摩川地区センター | 宮前保育園     |
| 根川地区センター    | 三島保育園     |
| 谷戸橋地区センター   | 猪方学童保育所   |
| 西河原公民館      | 松原学童保育所   |
| 市民総合体育館     | 東野川学童保育所  |
| 和泉児童館       | 猪方前原学童保育所 |
| 岩戸児童センター    |           |

## 第6節 狛江市洪水ハザードマップ

市は、洪水に伴う浸水想定区域の周知、また洪水などに伴う被害を最小限にとどめるため、狛江市洪水ハザードマップの作成・更新を行う。

洪水ハザードマップには、浸水想定区域のほか、避難所、避難情報の伝達方法、気象情報等の在りか、避難勧告等に関する事項、避難時の心得、水害に備えた心構えなどを掲載し、各戸に配布する。

また、洪水ハザードマップ配布後、これを活用して地域ごとに避難の方法、経路などについて事前に確認しておくことも同時に周知していく。

### 1 避難所

洪水ハザードマップでは、公共施設、公立小中学校を中心に避難所として位置づけ、災害時に開設し、避難住民の受け入れを行う。

### 2 避難方法

本章第3節「避難の準備、勧告及び指示」に基づき、避難開始のタイミング、その情報の収集について、洪水ハザードマップに記載する。

(1) 避難準備の発出段階では、情報収集の喚起、避難の準備、高齢者等の避難開始などについて記載する。

(2) 避難勧告、避難指示の発出段階では、動きやすい服装でまとまって避難を開始すること、徒歩で避難すること、避難に自動車は使わないことなどについて記載する。

### 3 災害時要援護者の避難

高齢者、障がい者、乳幼児など、災害時要援護者は、避難所までの移動に時間を要するため、避難準備の発出により避難を開始することを記載する。

## 第 8 章 警備・交通規制

### 第 1 節 警備方針

- 1 市は、災害の発生が予想されるとき、関係機関と緊密な連絡を保持しながら、早期に警備体制を確立し、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行う。
- 2 災害が発生した場合には、全力を尽くして人命の救助及び救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制及び街頭活動の強化等の応急対策を実施し、もって市民の生命、身体及び財産の保護及び災害時における秩序の維持にあたる。

### 第 2 節 警察の任務

風水害発生時における警察活動は、概ね次のとおり。

- 1 河川、沿岸水域その他危険箇所の警戒
- 2 災害地における災害関係の情報収集
- 3 警戒区域の設定
- 4 被災者の救出救護
- 5 避難者の誘導
- 6 危険物の保安
- 7 交通秩序の確保
- 8 犯罪の予防及び取締り
- 9 行方不明者の調査
- 10 死体の検死（見分）

### 第 3 節 警備体制

風水害警備にあたり、調布警察署は、警備部長（最高警備本部が設置された場合は、警視総監）の命により、次の段階に応じた体制をとる。ただし、命令がない場合であっても、調布警察署長は、管内情勢を把握して、所掌事務に応じて各段階の体制をとることができる。

#### 1 警備体制

##### (1) 準備体制

台風が概ね定型的転向点付近に達して、その進路が東海及び関東地方に向かった場合又は降雨量その他気象条件から判断して被害の発生が予想される場合

##### (2) 注意体制

台風の進路が概ね関東地方に向かい、かつ、その規模から判断して管内に相当の影響を与えることが予想される場合又は降雨量その他の気象条件から判断して、相当の被害が予想される場合

### (3) 警戒体制

東京地方に暴風・大雨警報が発令され、市内に影響を受けると判断した場合又は降雨量その他の気象条件から判断して相当の被害の発生が予想される場合

### (4) 非常体制

台風通過により、河川の増水による堤防の決壊、溢水、流下、内水氾濫等により著しい危険が切迫し、重大な被害が予想される場合又はこれらの重大な被害が発生した場合

#### 2 警戒区域の設定

災害現場において、本部長若しくはその権限を行う市の職員から要求があったとき、又は調布警察署長が防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市に通知する。

## 第4節 警備部隊の編成

### 1 警備本部の設置

調布警察署長は、警戒体制又は非常体制が発令された場合及び管内に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警備本部を設置し、管内の警備指揮にあたる。

### 2 警備部隊の設置及び編成

(1) 管内に大規模な災害が発生し、又は発生が予想される場合、調布警察署長は、一般事務の処理に必要な最小限度の要員を除いた全員をもって部隊を編成し、警備にあたる。

(2) 被災の状況に応じ、長期間警備本部を設置して警備にあたる場合は、日勤者をもって所要の部隊を編成し、警備にあたる。

## 第5節 警備活動要領

### 1 警備体制各段階の措置

警備部隊は、本章第3節の「警備体制」の各段階に応じ、調布警察署の実施計画の定めるところにより適切な警備活動を行う。

### 2 被災地及び被災予想地の警備

(1) 被害を予想される地域及び危険箇所に対しては、あらかじめ状況に応じた部隊配備を行い、関係機関と密接な連絡をとり、緊急事態の発生に備えること。

(2) 被害が発生した場合は、本部及び関係防災機関と連携し、その状況により集団警備力を投入して、被災者の救出、避難誘導等の救出救護活動を重点的に行う。

(3) 避難所、救援物資の集積所及び避難指定地域等に対しては、関係防災機関に積極的に協力し、適当数の部隊配備を行う。

(4) 被災者の救出、防災措置等応援救護措置が完了した場合は、逐次交通整理、犯罪の予防対策等本来の警察業務に重点を移して部隊の配備を行う。

## 第6節 避難

- 1 調布警察署長は、災害が発生するおそれがある場合、その情勢を判断し、本部長が行う避難の準備、勧告及び指示について協力する。この際、災害時要援護者等に対してはあらかじめ確認している避難所、施設等に避難させ、又は安全地域の親戚、知人宅に自主的に避難するよう指導を進める。

なお、現地において、著しい危険が切迫しており、本部長による避難の準備、勧告又は指示に時間がないと判断した場合には、警察官が直接市民に避難の準備、勧告又は指示する。

- 2 避難の準備、勧告及び指示が出された場合、調布警察署長は、関係機関と協力して、あらかじめ指定された本編第3部第6章「避難」に基づき市民の避難を図る。

避難の準備、勧告又は指示に従わないものについては、説得に努め、状況によって強制措置をとる。

## 第7節 交通規制

- 1 広域的災害発生の場合には、都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。
- 2 調布警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。



## 第9章 緊急輸送計画

災害応急対策の実施に必要な車両の調達、配車、人員及び物資に輸送に関する計画は、震災編第3部第8章「緊急輸送」を準用する。

## 第10章 救助・救急計画

災害時における救助・救急に関する計画は、震災編第3部第9章「救助・救急」を準用する。

## 第11章 医療救護計画

災害時における医療救護に関する計画は、震災編第3部第10章「医療救護」を準用する。

## 第12章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

災害時における飲料水・食料・生活必需品等に関する計画は、震災編第3部第11章「飲料水・食料・生活必需品等の供給」を準用する。

## 第13章 ごみ・し尿・がれき処理計画

災害時におけるごみ・し尿・がれき処理に関する計画は、震災編第3部第12章「ごみ・し尿・がれき処理」を準用する。

## 第14章 遺体の取扱い計画

災害時における遺体の取扱いに関する計画は、震災編第3部第13章「遺体の取扱い」を準用する。

## 第15章 応急住宅対策

災害時における応急住宅に関する計画は、震災編第3部第14章「応急住宅対策」を準用する。

## 第16章 教育・金融・労務

災害時における教育・金融・労務に関する計画は、震災編第3部第15章「教育・金融・労務」を準用する。

## 第17章 ライフライン施設の応急・復旧対策

災害時におけるライフライン施設の応急対策は、震災編第3部第16章「ライフライン施設の応急・復旧対策」を準用する。

## 第18章 公共施設等の応急対策

災害時における公共施設等の応急対策は、震災編第3部第17章「公共施設等の応急・復旧対策」を準用する。

## 第4部 災害復旧・復興計画

## 第4部 災害復旧・復興計画

被災者の生命確保、義援金品の配分、激甚災害の指定、ライフライン施設の復旧対策の計画については、震災編第4部「災害復旧・復興計画」を準用する。